

議員定数等調査委員会における協議項目及び協議方法について

(協議項目)

1. 議員定数、定数配分のあり方について

(議員定数については、企業団規約事項であり全構成団体議会の議決事項)

2. 議員報酬などの議会運営に係る経費について

(議員報酬等の議会運営経費については、企業団議会の議決事項)

(協議の方法)

3. 協議結果の取りまとめの方法について

(構成団体全議会の意見の一致を基本とする。)

4. 理事者への出席要請について

(委員等から申し出があれば会議に諮って委員長が出席要請を行う)

5. 会議は公開する。

議員定数等調査委員会への出席要請 について

1. 内容

企業団議会の議員定数の検討・協議については、全構成市町村議会の意見を聴取し、集約する必要がある。

このため、議員定数を検討・協議するについては、「大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程」第7条に基づき、企業団議会議員が欠席する場合には選出市町村議会から代理の議員に出席を要請するとともに、未選出団体の議会議員にも出席を要請することとする。

2. 対象とする会議

議員定数を検討・協議するために開催する議員定数等調査委員会等

3. 対象者

(代理議員)

- ・企業団議会議員の欠席に伴い、選出市町村議会から代わって出席された議員
(企業団担当議員)
- ・企業団議会議員を選出していない市町村議会から代表して出席された議員

4. 選出方法

対象者の選出方法は、市町村議会において任意の方法による。

5. 役割

議長(委員長)からの要請により出席した議員は、議会意思の合意形成に資するために質疑応答、意思表示等を行うことができる。

なお、議長(委員長)が企業団議会議員に限り意思確認を行うことを宣告した事項については、意思表示をすることはできない。

6. 報酬

報酬は支給されない。交通費相当額のみ支給する。

災害補償制度は適用されない。

7. 適用期間

令和4年6月末日 まで。

○大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程

平成 25 年 5 月 24 日大阪広域水道企業団議会規程第 1 号

大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪広域水道企業団議会会議規則（平成 23 年大阪広域水道企業団議会規則第 1 号）第 116 条第 2 項の規定に基づき、大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議又は調整に関する事項)

第 2 条 委員会は、企業団の議会の議員の定数やその配分のあり方等について調査、検討、協議を行う。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は議長の職にある者を、副委員長は副議長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(議事整理及び秩序保持)

第 4 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から、協議又は調整すべき事件を示して招集の要求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第 8 条 傍聴人については、委員長が会議に諮って決める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴の取扱いは、大阪広域水道企業団議会傍聴規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第2号）に準じて行う。

（記録）

第9条 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を議会事務局職員に作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議して別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

1. 携帯電話並びに携帯端末機器等の持込みによる使用について

(1) 携帯電話

- ・携帯電話は、会議中、電源を切断するものとする。

(2) 携帯端末機器等の持込みによる使用

- ・タブレット端末やノートパソコンについては、委員等が質問や討論のために原稿、資料を閲覧し、また、他の委員等の発言を記録するために限り、持込み、使用することを許可する。ただし、キーボード、マウス、操作音、音声などが会議の支障とならないよう、また、他の委員等の迷惑とならないよう節度を持って使用する。また、動画撮影、写真撮影及び録音は禁止する。

2. 報道機関に対する取材等の許可並びに間接傍聴について

(1) 報道機関に対する取材等の許可

- ・報道機関からの取材、撮影及び録音の許可の申し出があれば、条件を付して許可を行うものとする。

(2) 間接傍聴

- ・構成市町村の関係者の傍聴は、別室において間接（モニター、音声）傍聴を行うものとする。 ※当面、新型コロナウイルス感染症対策で開設を見送る

議員定数等調査委員会における発言に係る留意点について

1. 質問並びに意見について

質問並びに意見は、企業団議会議員（以下、委員）及び委員の欠席に伴い選出市町村議会から代って出席された議員（以下、代理出席議員）並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員（以下、未選出議会議員）に限り行うことができる。

2. 発言の方法について

- 発言については、委員、代理出席議員、未選出議会議員それぞれの順序は設けない。
- 質問並びに意見は、発言時間の制限を行わないが、会議時間に制約もあるのでより多くの委員等が発言できるよう、短時間で簡潔に発言いただくことを願います。（また、理事者の説明、答弁も同様とする。）
- 委員等が質問、意見を行うときは、挙手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において起立して行う。
- 理事者が答弁を行うときは、挙手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において起立して行う。なお、理事者の時間を要する説明に際しては着席で行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る 取り組みについて

1. マスクの着用

- 会議出席者（議員、理事者、傍聴人、報道関係者等）は、マスクを着用する。
- 議員及び理事者の発言時はマスクの着用を認める。

2. 会議場の対応

- 会議場の配席、傍聴席等はソーシャルディスタンスに配慮した配置とする。
- 会議場の入り口は開放し室内の換気を行うものとする。
- 会議場の出入口付近に消毒液を設置する。

3. 傍聴、取材席の対応

- 一般傍聴席をおおむね5席程度に制限する。
- 報道関係者席をおおむね5席程度に制限する。
- 音声による傍聴は実施せず資料の配付にとどめる。

これらの取り組みは、当面の間行うものとする。